

これあり、山にては薪材木を出し、柑類を
 売買し、浦かたにては塩を焼、魚をとり

商買仕るに付、いつもかせぎはこれあるべきと
 存じ、以来の分別もなく、たくわえ候物をも
 当座当座にむざとつかい候ゆえ、ききんの年
 などは里かたの百姓より一入迷惑仕り、餓死
 するものも多くこれあると相聞候間、ききん

★当座（とうざ）：その場、当面、しばらくの間（

の年の苦勞、つねづねわするべからざる事

一 独身の百姓隙入候か、又煩田畑仕付かね候時は、五人
 組・惣百姓助あい、作あらし候わぬように仕るべく候、
 次に独身の百姓、田をかき苗をとり、明日は
 田をうえべしと存候所に、地頭代官の所又は
 公儀の御役にさされ、五日も三日も過候えば、取置候
 苗もあしくなり、其外の苗も節立植時過候

★五人組（ごにんぐみ）：庶民の隣保組織、法令遵守・貢租完納・

治安維持など相互扶助と相互監視を目的とした）